

(別記様式)

平成30年度 府立豊学校 学校経営計画(スクールマネジメントプラン)(計画段階)

学校経営方針(中期経営目標)	29年度の成果と課題	30年度学校経営の重点(短期経営目標)
<p>学校はもとより家庭・地域等社会総がかりで取り組む聴覚障害児教育のセンターとして、聴覚に障害のある幼児児童生徒(以下、「児童等」)一人一人の自立や社会参加を実現し、就学前から卒業後に至るまでの一貫した特別支援教育を推進する。</p> <p>(1)礼儀と規律を重んじ、人を思いやり共に助け合い、積極的に社会と関わりながら、それぞれの地域の文化を愛し育て、次代を支える人間を育成する。  (2)高い志とユニバーサルな視野をもって、自らの能力や可能性を最大限に伸ばし、創造力豊かにこれからの社会づくりに貢献できる人間を育成する。  (3)夢と希望を持ち、自ら学び自らを高め、未来を見通し切り開く力を育む。  (4)自然、人、社会とつながり共生できる力を育てる。  (5)目標を実現するため、失敗を恐れず挑戦し続ける意志と健康でたくましく生きる力を育む。</p>	<p>&lt;成果○と課題◎&gt;</p> <p>○授業改善プロジェクトで基礎的な力・国・社・道徳の各分野において、授業を通じた実践検討が進められた。また、外部専門家を活かした、分かりやすい授業の追求を全校で着手できた。</p> <p>◎文科省実践研究充実事業2年目、更に内容を充実し、研究を深める。</p> <p>○保護者と指導の連携(家庭教育も含め)しながら教育を進めることができた。</p> <p>◎15年間を豊学校に通う児童等の将来像を見据えた(キャリア教育の視点に基づく)指導について検討を深める。</p> <p>○H29年度、教育相談904件、研修支援51件(延数)を行う。昨年度に増して豊学校としてセンター的機能を果たすことができた。</p> <p>◎引き続き、乳幼児期からの適切な指導・支援を行い。手話に係る社会づくり条例の京都府での施行に伴い、障害特性の理解や手話の普及を図る。</p>	<p>(1)授業改善プロジェクトの継続により、教員一人一人の授業力を高め、児童等の言語力の向上と学力の定着をめざす。</p> <p>(2)教育的ニーズを把握し、個々の障害の状態(きこえほか)を適切にアセスメントすることにより、個に応じた指導の充実を図る。</p> <p>(3)児童等一人一人の教育的ニーズに応じて、手話、聴覚活用、口話等のコミュニケーション手段を活用し、誰もが分かり、学びを深められる授業(授業改善)に努める。</p> <p>(4)社会と連携・協働した開かれた教育課程と幼稚部からのキャリア教育の充実を図り、一人一人の自立と社会参加をめざす。</p> <p>(5)学校、医療、福祉等の関係機関と連携した相談・支援に努め、地域・社会に対する聴覚障害教育のセンター的機能を果たす。</p>

評価領域	重点目標	具体的方策	評価	成果と課題
1 組織・運営	学校経営計画に基づいた組織的・計画的な学校運営を確立する。	学校経営計画の重点等の実現と連動した学部・分掌等の活動計画(計画・実施・評価・改善)を実施する。		
	外部評価を取り入れ、開かれた学校運営を進める。	学校評価についてホームページにより公表する。		
		児童生徒及び保護者アンケートを実施し、教育的ニーズを把握する。		
		学校評議員による評価を実施し学校経営に活かす。		
2 教育課程	一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育課程を編成する。	「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」等の作成の仕方や活用について検討を進める。		
	15年間を見通した教育課程の検討とその系統性の推進	隣接学部の連絡会議において児童生徒の引継ぎを適正に行う。		

	を図る。	指導内容の系統性、効果的な指導について検討する		
3 学習指導	言語力の向上を図り、質の高い学力を育成するため、授業改善を進める。	定期的な授業研の実施、研修会の実施により、授業改善を進める。		
	個に応じた教育を推進し、基礎学力の充実・向上を図る。	教育内容を精選し、創造的な指導の手立てを工夫し実践する。		
	自ら学ぶ意欲を育て、課題解決する力を育成する。	学習意欲や関心を高めるために、教材・教具を工夫し分かりやすい授業を実践する。		
	言語の豊かな発達を支援する。	読書や図書館活用のための指導や啓発を行い、図書館の利用を促進し児童生徒の読書意欲を高める。		
4 特別活動	集団や社会の一員としての資質を身につけた主体的・自主的な児童等の育成に努める。	児童会・生徒会活動を通して、児童等に自主性やリーダーシップなどが育つよう適切な指導を行う。		
		全校的な協力体制の下、児童等がその意義を理解し自主的・意欲的に参加できる円滑な行事運営を行う。		
5 生徒指導	基本的な生活習慣の確立に努める。	個々の実態に応じた計画的・組織的な指導を行う。		
	好ましい人間関係の育成と個性の伸長に努める。	個々のよさを認め励ますなど日々のかかわりを大切にす		
		問題行動などへの対応を迅速かつ組織的に行う。		
家庭・地域社会・関係機関との連携に努める。	家庭や関係諸機関と必要に応じて緊密に連携する。			
6 進路指導	望ましい勤労観・職業観を身につけ、自らの進路を主体的に切り拓く能力や態度を育成する。	適切な進路情報を幅広く収集整理し、積極的かつ適切に活用する。		
		希望する進路の実現に向けて勤労観・職業観などの計画的・系統的な指導を行う。		
		進路学習や職場体験を通して、働くことの意味と責任を自覚し社会の一員として生きる力を育成する。		
7 人権教育	基本的人権と生命の尊さについて理解し、他人を思いやる心と、たくましく生きる力の育成に努める。	人権教育の推進に向けて校内研修を行う。		
		自己の障害認識を深めるとともにお互いの個性を認めながら、自他を尊重する態度や実践力を育てる。		
	新京都府人権教育・啓発推進計画に基づき、人権問題を正しく理解し、その解決に向けて行動できる力を育てる。	年間指導計画に基づき、様々な人権に関する教材作りを進める中で、児童等の実態に応じた人権教育に取り組む。		
8 健康・安全教育	児童等の心身の健康状況を把握し、その保持増進を図る。	学校保健計画に基づき、定期健康診断・保健調査及び日々の健康観察を充実させ、心身の健康状況を的確に把握する。		

		医療専門職派遣事業を活用し、障害や疾病に関する研修を深め、適切に対応する。		
	児童等の実態に応じて健康・安全教育を進める。	保健指導及び保健学習を通じて、心身の健康に関する認識を高め、基本的な生活習慣を育成する。 年齢及び発達の段階に応じて、性に関する知識を学習し、正しい判断力と行動を養う取組を進める。 発達の段階に応じた安全指導を行い、安全に対する認識を深める。		
	児童等の実態に応じて食育を進める。	給食指導を通じて、望ましい食習慣の形成を促す。 食に関する指導の全体計画を下に、各学部の取組を実施する。		
9 研究・研修	専門性と教育的指導力の向上を図る。	新転任教職員等を対象に聴覚障害や手話に関する研修会を実施する。 センター研修等、各種研究会を積極的に活用する。		
10 学習環境	バリアフリー化を推進する。	種々の障害に配慮した施設・設備を充実させる。		
	学習環境の整備に努める。	学習に必要な施設や機器の整備を行う。		
11 危機管理	危機管理システムの整備充実と活用力をつける。	緊急時対応訓練を実施し、危機管理マニュアルに基づく実践力を身につける。 防犯、火災及び震災等による避難訓練を行う。		
	安心・安全の確保に努める。	毎月安全点検を行い、校内の安全を確保する。 家庭・地域社会と連携し、登下校の安全を確保する。 学校医、学校薬剤師、関係諸機関と連携し、学校環境衛生検査を実施する。		
	文書・情報管理の適正化をさらに進める。	個人情報の扱いやコンピュータウイルス等への対応について、さらに具体的な改善策を検討実施する。		
12 家庭・地域社会との連携	一人一人の教育的ニーズに対応できるよう、関係諸機関との連携を深める。	「個別的教育支援計画」を活用し、家庭、医療、福祉機関等と連携する。		
	広報・交流活動を積極的に行う。	ホームページの内容を充実する。 参観や広報など、さまざまな機会をとらえて対外的な啓発活動を積極的に行う。		

13 センター 的役割	特別支援教育に関する相談・情報提供を行う。	乳幼児児童生徒に対して早期教育・通級指導などの適切な支援を行う。		
		公開参観日や学校公開等、さまざまな機会に對外的な啓発活動を進める。		
	他校への支援を行う。	本校において聴覚障害教育に関する研修会を開く。		
		聴覚障害教育に関する情報及び教材の提供や補聴援助機器の貸し出しを行う。		
医療・福祉・労働の関係機関等との連携を図る。	医療・福祉・労働・教育機関等の関係諸機関と地域連携協議会や合同研究会を行う。			
14 キャリア 教育	児童等のキャリア発達の視点より、各段階でのキャリア発達を促す指導を推進する。	年齢及び発達の段階に応じて、児童等が目標をもち、達成感の味わえる計画的な活動を行う。		
		卒業後や社会参加の姿を見通した指導を視野に入れた指導を行うよう、労働関係機関等と連携した校内研修を行う。		

学校関係者 評価委員会 による評価	
-------------------------	--

次年度に向けた改善の 方向性	
-------------------	--